兵庫労働局職員（厚生労働事務官（共通））の選考採用試験【係長級(一般職相当)】募集要項

今般、兵庫労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

１　職種

兵庫労働局等の常勤職員

２　業務内容

兵庫労働局、兵庫県内公共職業安定所等における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

３　募集人員

１名

４　応募資格

(1)　以下の①及び②の条件を満たす方

①　大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

・　大学を卒業した者　11 年以上
・　短期大学及び高等専門学校を卒業した者　13 年以上
・　高等学校を卒業した者　15 年以上

②　行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2)　以下に該当する方は応募できません。

①　日本国籍を有しない方

②　国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

・　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
・　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
・　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③　平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④　採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に該当する方（令和９年度における定年年齢は６３歳）

５　採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

６　採用日

原則、令和９年４月１日（木）を予定しています。

７　勤務地

兵庫労働局、兵庫県内の公共職業安定所等

なお、異動先により転居が必要な場合があります。

８　勤務時間・休暇

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

９　身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10　応募方法

(1)　履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業紹介、助成金、雇用保険、労災保険、あっせん・指導業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2)　論文

課題：「以下について、自身のこれまでの経験も交えて述べよ。①ハローワークの利用者対応において必要なスキルとは何か。②上位職員として部下へのラインケアをどのように行うべきか。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で５枚程度。可能な限り文書作成ソフトウェア（ワード等）で作成すること。その際は、400 字詰め原稿用紙設定（マス目付）で行うこと。）

※論文の作成にあたっては生成 AI の利用を禁止します。論文作成にあたり参考にした文献や WEB ページ等について後日確認させていただく場合がございます。

(3)　応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「社会人選考採用」と明記した上で、兵庫労働局総務部総務課人事第二係（社会人選考採用担当）あて郵送（直接持参不可）してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますので御了承ください。

11　応募期限

令和８年１２月８日（火）当日必着。直接持参不可。

※　ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

12　選考方法

【第１次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※　職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第１次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和８年１２月２４日（木）書類選考結果について通知書を発送予定

※　通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第２次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和９年１月７日（木）または８日（金）に実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。）

※「４　応募資格(2)①」の確認のため、試験日当日に住民票記載事項証明書（原本）を必ず持参してください。
持参されない場合は、選考できませんので御注意ください。

（合格者発表）

令和９年１月１９日（火）最終選考結果について通知書を発送予定

※　合否にかかわらず第２次選考の対象者に連絡します。

13　応募等に関する照会先

兵庫労働局総務部総務課人事第二係（社会人選考採用担当）

住所　〒６５０－００４４

神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号

神戸クリスタルタワー１４階

電話（０７８）３６７－９１７１

（別紙）

給与等について

１　給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（２７万円～３６万円程度。一般的な例）。

２　また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・扶養親族のある者に、子１人につき 13,000 円等

住居手当・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（１か月あたり最高 150,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・１年間に俸給等の約 4.65 か月分（令和７年度実績）